

### 3. エコ・省エネに関する補助制度(平成28年6月現在)

制度名称	対象住宅・対象者等の要件	対象工事	申請時期	申請できる人	補助等内容	適用期限	同内容工事で併用できる制度	問合せ先	所管課等
15 既存住宅省エネリフォーム支援事業	①～④の要件全てにあてはまるもの ①京都市内の一戸建て、長屋、共同住宅の住戸部分(併用住宅の場合は、住宅部分の面積が延べ面積の2分の1以上であること) ②施工業者が市内に本店を置く事業者であること ③過去に同種類補助金を国等から受けていないこと。 ④過去にこの補助事業による補助金を受けていないこと。	窓の断熱改修(内容設置、外窓交換)、外壁や屋根等への断熱材の設置、高断熱浴槽の設置など、京都市が指定する省エネ改修工事メニュー	事業の着手前	居住者(予定を含む)又は所有者(予定を含む) ※法人も可	○省エネ性が確実に向上する改修工事をメニュー化し、申請手続きを簡素化 【補助額】 ・メニューごとに定める補助金の額。 ・複数メニューを組み合わせても可。 ・1戸当たりの補助金上限額は50万円。 詳細は以下のHPを参照してください。 <a href="http://www.citykyoto.lg.jp/tokei/page/0000197117.html">http://www.citykyoto.lg.jp/tokei/page/0000197117.html</a>	平成28年4月11日から平成29年3月28日まで ※予算の範囲を超える日を持って受付を終了。	・「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」などの木造住宅の耐震改修助成制度 ・自立分散型エネルギー利用設備設置補助金	京安心すまいセンター 耐震・エコ助成ホットライン (Tel:075-744-1631) <a href="http://www.kyoto-jkoshu.or.jp/sumai/taishin/index.html">http://www.kyoto-jkoshu.or.jp/sumai/taishin/index.html</a>	都市計画局住宅室 住宅政策課
16 すまいの創エネ・省エネ応援事業	京都市内の戸建住宅、マンション、集会所等に設備を設置する個人、管理組合、自治会等(賃貸マンションの個人所有者も対象)	【対象設備】 ①太陽光発電システム ②蓄電システム ③太陽熱利用システム 強制循環型 自然循環型 ④家庭用燃料電池システム ⑤HEMS	対象設備の設置完了日(太陽光発電システムの場合は電力受給開始日)の翌日から60日以内又は平成29年3月31日(金)のいずれか早い日まで	個人、管理組合、自治会等	①太陽光発電システム:1kW当たり2万円(上限:4kW) (助成対象の太陽熱利用システム又は蓄電システムと同時に設置する場合や省エネ改修又は耐震改修(補助対象工事費用25万円以上)と同時に行う場合は、最大出力1kW当たり4万円(上限:4kW)) (分譲マンションや集会所へ設置する場合、最大出力1kW当たり4万円(上限なし)) ②蓄電システム:蓄電容量1kWh当たり5万円(上限:6kWh) (蓄電容量1kWh以上、太陽光発電と常時接続) (分譲マンションや集会所へ設置する場合、蓄電容量1kWh当たり7.5万円(上限なし)) ③太陽熱利用システム:強制循環型の場合10万円/件、自然循環型の場合5万円/件 (強制循環型、自然循環型いずれの場合も省エネ改修又は耐震改修(補助対象工事費用25万円以上)と同時に行う場合は助成金額が2倍に増額、助成対象の太陽光発電システムを同時に設置する場合は助成金額が3倍に増額) ④家庭用燃料電池システム:8万円/件 ⑤HEMS:2万円/件	【設備設置対象期間】 平成28年3月1日～平成29年3月31日	国や府の制度と併用可	京(みやこ)安心すまいセンター 耐震・エコ助成ホットライン (Tel:075-744-1631) <a href="http://www.kyoto-jkoshu.or.jp/sumai/taishin/index.html">http://www.kyoto-jkoshu.or.jp/sumai/taishin/index.html</a>	環境政策局 地球温暖化対策室